

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

＜静岡県地域福祉支援計画策定の経緯＞

○本県では、社会福祉法による計画策定の法定化に先立ち、平成元年10月に「静岡県地域福祉推進計画」を策定し、地域福祉の推進に取り組んできました。

○平成15年4月の社会福祉法改正により、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定が規定され、本県においては、平成18年3月に「静岡県地域福祉支援計画」（計画期間：平成18年度から平成22年度）を策定しました。その後、3期にわたる計画の策定を行い、地域福祉を取り巻く社会状況の変化や地域の実情を踏まえ、広域的な見地から市町における地域福祉計画に基づく地域福祉の推進を支援してきました。

＜第4期静岡県地域福祉支援計画の趣旨＞

○少子高齢化の進行や地域のつながりの希薄化などから、地域において個人や世帯を取り巻く生活課題は、介護、育児、就労、住まい、家族関係、生活困窮などの複数の分野にまたがり「複合化」し、雇用形態やライフスタイルの変化から「多様化」しています。さらに、ごみ屋敷や大人のひきこもりなどの「制度の狭間」の問題が生じ、これまでの分野別、属性別の制度の枠組みでは課題解決が困難な事案が増えています。

○今後、核家族化や世帯の単身化・高齢化が一層進み、社会から孤立し、支援につながりにくい個人や世帯が増加することが懸念されます。また、人口減少の本格化により、社会経済のあらゆる分野で担い手が不足することが見込まれます。こうしたことから、地域のつながりの再構築や地域活動の担い手の育成・確保などの持続可能な社会づくりへの取組が必要です。

○このような社会変化に対応するため、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）において、国は「地域共生社会」の実現を提言し、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築することを今後の取組の方向として示しました。

○平成29年6月の改正社会福祉法において、分野や属性に関わらず、地域の生活課題の解決に必要な支援が包括的に提供されるよう、住民主体の地域づくりや多機関協働による包括的な相談支援体制づくりを主な内容とする、市町の包括的支援体制の構築が努力義務とされました。この市町の包括的支援体制の構築を一層進めるため、令和2年6月の改正社会福祉法において、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者といった各福祉分野を超えて相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支

援を一体的に行う新たな事業及びその財政支援などが盛り込まれ、令和3年4月から市町の任意事業として施行されることとなりました。

○本県においても、地域の実情などを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて市町の包括的支援体制の構築を支援するものとし、本県の地域福祉を推進することを目的に、第4期静岡県地域福祉支援計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 計画の役割

本計画は、社会福祉法第108条の規定に基づく「都道府県地域福祉支援計画」として、市町の地域福祉計画の達成や地域福祉の推進に関する取組を広域的な見地から支援するための計画であり、本県の地域福祉施策の方向性を示す計画です。

(参考) 社会福祉法第108条第1項 抜粋

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項

三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項

四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

五 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

※下線は法改正に関する部分（平成30年4月、令和3年4月施行）

(2) 計画の性格

本計画は、静岡県総合計画「新ビジョン」の分野別計画に位置付けられるものであり、「ふじのくに長寿社会安心プラン」、「ふじのくに障害者しあわせプラン」、「ふじさんっこ応援プラン」などの関連する個別計画との整合や保健・医療・住宅、交通、教育、商工等の関連計画・施策との連携を確保するとともに、高齢者、障害のある人、子どもなどの福祉に関し、共通して取り組むべき事項や市町の包括的支援体制構築の支援に係る事項などについて地域福祉の視点から分野横断的に定めるものです。

＜他の個別福祉計画の概要＞

「ふじのくに長寿社会安心プラン」は、老人福祉法に基づく「静岡県老人福祉計画」と、介護保険法に基づく「静岡県介護保険事業支援計画」を包含した計画であり、「地域で支え合い、健やかに、安心して最期まで暮らせる長寿社会の実現」を理念とし、地域包括ケアシステムの実現に向けて、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保されるよう施策を推進します。

「ふじのくに障害者しあわせプラン」は、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の3計画を包含する計画であり、「障害のある人が分け隔てられない共生社会の実現」を目指し、障害に対する理解と相互交流の促進、多様な障害に応じたきめ細かな支援、地域における自立を支える体制づくりを柱として施策を推進します。

「ふじさんっこ応援プラン」は、子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策行動計画、県子どもの貧困対策計画の3計画を包含した計画であり、「子育ては尊い仕事～社会全体で、未来を担う子どもと家庭を応援～」を基本理念とし、結婚や出産の希望がかなえられ、安心して子どもを育てることのできる社会やすべての子どもが大切にされる社会の実現を目指し、保育所の待機児童解消や子どもの安全・安心につながる様々な施策を推進します。

「ひとり親家庭自立促進計画」は、「ひとり親家庭の自立と“安心と希望がある暮らし”的実現」を基本理念とし、就業支援、経済的支援、子育て・生活支援及び安心につながる支援を推進します。

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援に関する基本計画」（DV防止基本計画）は、「DVのない社会づくりとDV被害者の自立を目指して」を基本理念とし、広報・啓発から、相談体制づくり、安全な保護の実施、被害者の自立まで、関係機関が連携して推進します。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とし、3年で中間見直しを行います。

なお、社会状況の変化や社会保障・社会福祉制度の改正などの動向を踏まえ、計画期間中であっても、必要に応じ計画の見直しを行います。

第3期計画（5年）

平成28年度～令和2年度

第4期計画（6年）

令和3年度～令和8年度

静岡県地域福祉支援計画・市町地域福祉計画 概念図

